

明治安田日本企業好利回り社債ファンド(限定追加型)2025-11

《愛称》さくらボンド2025-11

追加型投信／内外／債券



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜委託会社＞ 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:21,336億円

(資本金・運用純資産総額は2025年6月30日現在)

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

＜受託会社＞ 三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号

0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



明治安田日本企業好利回り社債ファンド(限定追加型) 2025-11の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月12日に関東財務局長に提出しており、2025年9月28日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券 一般	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として、日本企業が発行する円建ておよび外貨建ての債券等に投資することにより、安定した利息収益の確保と信託財産の成長を目指します。

■ ファンドの特色

● 特色①

当ファンドは日本企業が発行する円建ておよび外貨建ての利回りが魅力的な債券等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長を目指します。

※日本企業には、日本の民間企業の海外子会社を含みます。

※投資対象債券に劣後債等を含みます。

※市場動向、運用状況等によっては、主要先進国の国債、地方債、政府機関債および国際機関債等に投資する場合があります。

◆投資債券の格付は取得時において投資適格(BBB-以上)とし、原則として、ファンド全体の平均格付を投資適格とすることを目指します。

※市場環境、運用状況等によっては、上記の格付を下回る場合があります。

◆原則として、信託期間終了前に満期償還もしくは繰上償還が見込まれる債券等に投資を行い、当該債券等の満期償還日もしくは繰上償還日まで保有します。

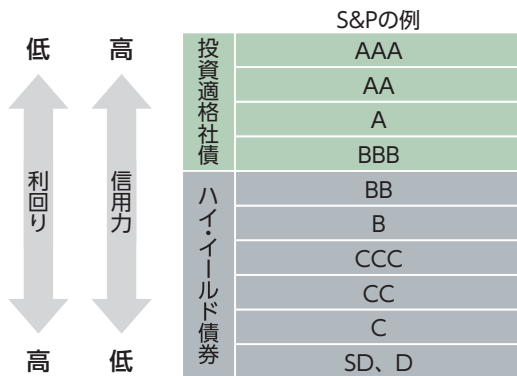
※保有する債券等が信託期間中に満期償還もしくは繰上償還を迎える場合、または信託期間中に売却等される場合には、信託期間終了前に満期償還、もしくは繰上償還が見込まれる別の債券等に投資する場合があります。

※信用リスクの低減、利回り向上等の観点から満期償還日前または繰上償還日前に保有する債券等の売却等を行う場合があります。

〈ご参考〉

格付について

債券格付について



* 格付のプラス・マイナス記号は省略しています。

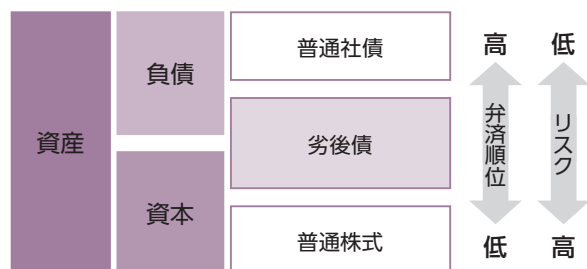
■ 格付とは、格付会社が発行体や債券の信用力および債務の支払い能力等の確実性を分析し、ランク付けした指標です。A+、A、A-のように、格付記号の横にプラス(+)、マイナス(-)が付加され、同一格付はさらに3段階にランク付けされます。

■ 投資適格社債は、相対的に信用力が高く、デフォルト(債務不履行)リスクが低い傾向があります。

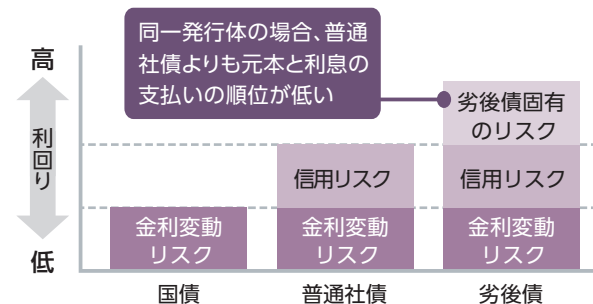
劣後債について

- 劣後債とは、発行体が経営破綻等となった場合に、普通社債等より債務を弁済する順位が劣る債券のことを指します。
- 弁済順位が劣後するリスク等が上乘せられることから、普通社債等よりも相対的に利回りが高いのが特徴です。
- 一般的に、繰上償還条項が付与されており、初回繰上償還日に償還する傾向があります。

劣後債のイメージ



利回りのイメージ



出所：各種資料をもとに明治安田アセットマネジメント作成

●特色②

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

※原則として、信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジを行います。

※ただし、市場環境等により短期の為替ヘッジを行う場合があります。

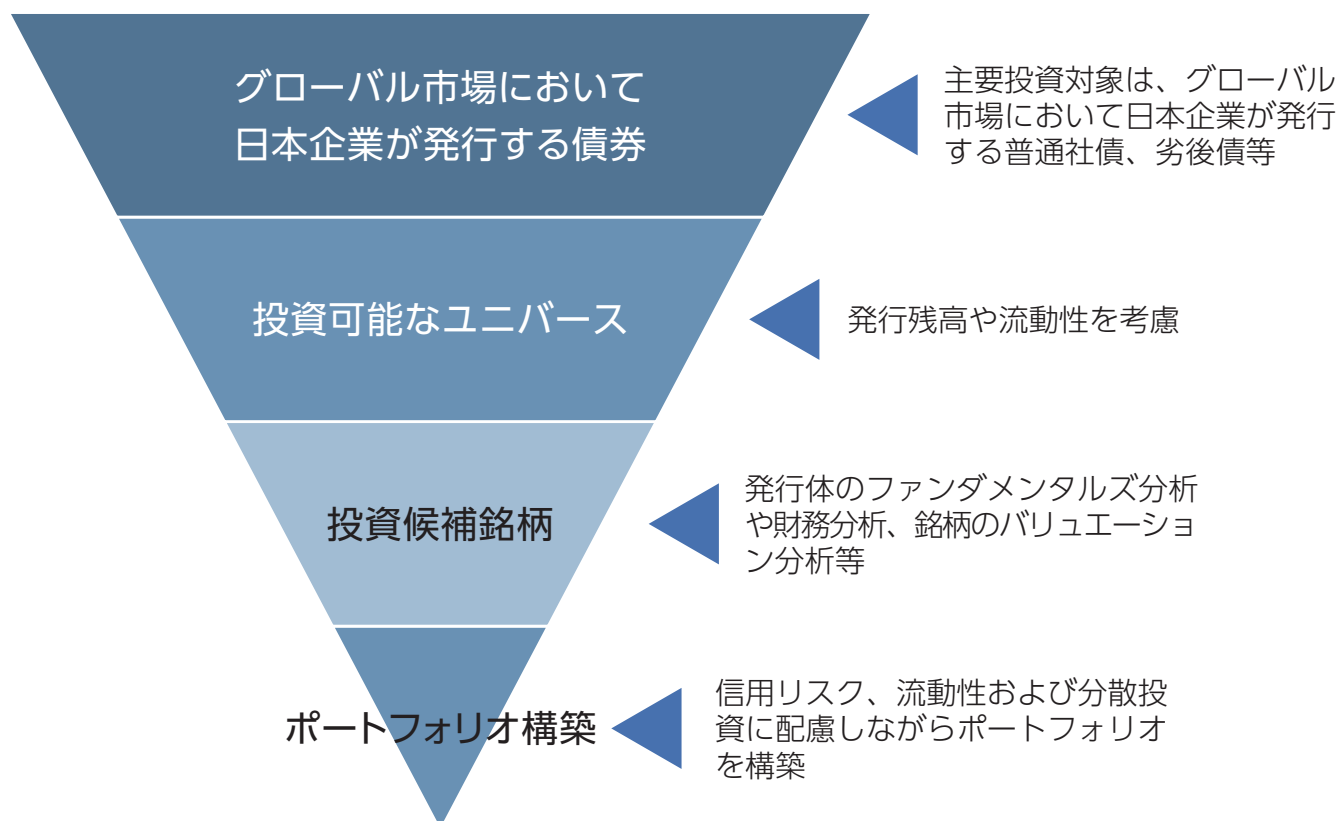
●特色③

当ファンドは限定追加型です。

購入のお申込みは、2025年12月5日までの間に限定して受付けます。

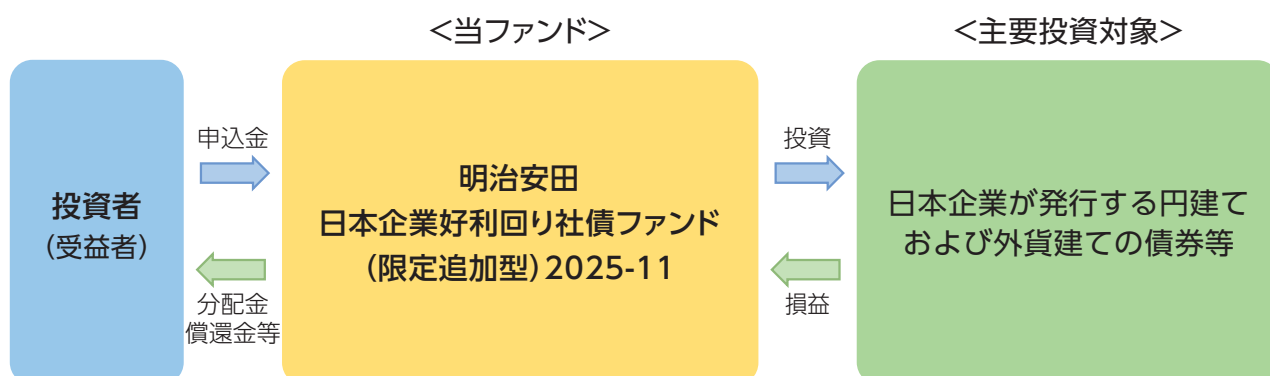
資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 運用プロセス



※上記運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

■ ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

■株式への投資割合	株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
■デリバティブ取引等の使用	デリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

年1回(6月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動 リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。 一般的に、劣後債への投資は普通社債等への投資と比較して、信用リスクは相対的に大きいものとなります。
劣後債固有の リスク	一般的に、劣後債への投資には次のような固有のリスクがあり、普通社債等への投資と比較して、以下の各リスクは相対的に大きいものとなります。この場合、ファンドの基準価額を下げる要因となります。なお、以下は劣後債固有のリスクをすべて網羅したものではありません。 ①法的弁済順位劣後のリスク 一般的に、劣後債の法的弁済順位は株式に優位し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付会社により付与されています。

劣後債固有の リスク	②繰上償還延期のリスク 一般的に、劣後債には繰上償還(コール)条項が定められており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。また、市場環境等の要因により予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、金利負担増等により価格が大きく下落することがあります。 ③利払い繰延・停止のリスク 利息または配当の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益動向等により、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。 ④制度変更等に関するリスク 劣後債に関する規制や税制の変更等、当該証券市場にとって不利益な変更等があった場合、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。また当該証券に関するリスク特性が一部変化する可能性があります。
流動性リスク	有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、また一般的に、劣後債は、市場における流動性が相対的に低いことから、市況によっては相当程度売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動 リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドは、購入の申込期間が限定されている限定追加型の投資信託です。2025年12月5日まで購入のお申込みができます。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、原則として信託期間に合わせて期間固定為替ヘッジを行います。為替予約の相手方が期間満期前に倒産等に陥った場合には、当該為替予約取引の履行ができなくなる可能性があり、その場合、損失が発生する場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

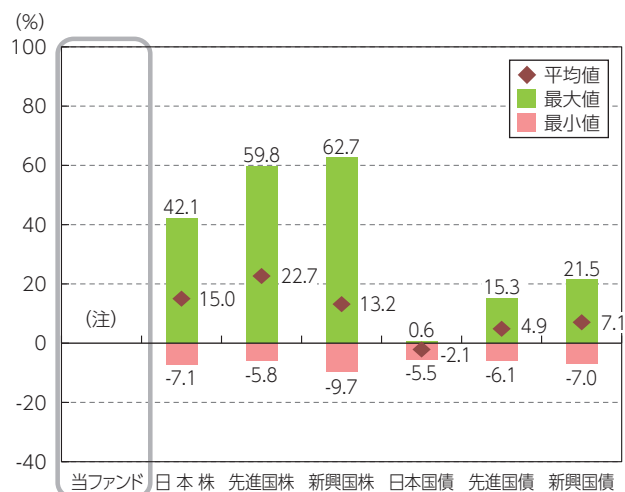
参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(注)当ファンドは、2025年11月28日設定予定ですので、
該当データがありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2020年7月～2025年6月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、2025年11月28日設定予定ですので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

(注)当ファンドは、2025年11月28日から運用を開始することを予定しています。

2025年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購 入 価 額	①当初申込期間：1口当たり1円とします。 ②継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <u>0.3%</u> の信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	下記のいずれかに該当する場合には、購入・換金の申込みの受付を行いません。 1. ニューヨークの銀行の休業日 2. ロンドンの銀行の休業日
購入の申込期間	①当初申込期間：2025年10月1日から2025年11月27日まで ②継続申込期間：2025年11月28日から2025年12月5日まで ※2025年12月8日以降、お申込みはできません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。

信 託 期 間	2025年11月28日から2030年11月29日まで
繰 上 償 還	信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は2026年6月22日とします。
収 益 分 配	年1回決算を行い、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、 NISAの対象外 です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.2%(税抜2.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に対し、**年0.693%(税抜0.63%)**の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.33%(税抜0.3%)
販売会社	0.33%(税抜0.3%)
受託会社	0.033%(税抜0.03%)
合計	0.693%(税抜0.63%)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

そ の 他 の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。
---------------------------	---

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して … 20.315%

※上記は2025年6月30日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント